

# イベント開催の考え方（令和3年9月13日から10月12日まで）

イベント類型	<b>大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合</b> 例) クラシック音楽、歌劇、合唱等のコンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、講演会、式典、展示会等	<b>大声での歓声、声援等が想定される場合</b> 例) コンサート、スポーツイベント、公営競技、キャラクターショー、ライブハウス・ナイトクラブでの各種イベント等
<b>催物開催の目安</b>		
<b>① 人数上限 の目安</b>	収容定員が設定されている  収容定員が設定されていない	<b>■①人数上限及び②収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする</b>  ■ イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置（別紙1）がイベント主催者及び施設管理者の双方において、「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合（以下、「緩和を適用する条件」という） <b>「5,000人」又は「収容定員の50%（※旧唐津市の地域では10,000人を上限）」のいずれか大きい方を上限</b>  密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける <b>（※旧唐津市の地域では10,000人を上限）</b>  十分な人と人との間隔（1m）を空ける <b>（※旧唐津市の地域では10,000人を上限）</b>
<b>② 収容率の 目安</b>	参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる  参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる  参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない	■ 感染防止策の徹底を前提に、 <b>次のすべて（以下、「収容条件」という）を満たす場合に限り、収容率の上限を100%とする</b> ・ 類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を出し、又は歌唱する等の実態がないこと ・ 個別の参加者に対して感染防止対策（別紙1）の徹底が行われること ・ 業種別ガイドラインに則った感染防止対策が実施されること  ■ 収容率の上限を50%とする ■ 異なるグループ又は個人間では座席を1席は空ける。同一グループ（5名以内）内では座席等の間隔を設ける必要はない ※参加人数は、収容定員の50%を超えることもある  ■ 感染防止対策の徹底を前提に、 <b>収容条件を満たす場合、以下のとおり</b> (1) 収容定員が設定されている場合 <b>収容率の上限を100%とする</b> (2) 収容定員が設定されていない場合 <b>密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける</b>  (1) 収容定員が設定されている場合 <b>収容定員の50%を上限</b> (2) 収容定員が設定されていない場合 <b>十分な人と人との間隔（1m）を空ける</b>  ■ 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの ・ 必要な感染防止策に加え、以下の条件（別紙4）がすべて担保される場合は、開催可能とする。 <b>①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声を出さないことの担保、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握</b>  ■ 全国的又は広域的な人の移動が見込まれない地域の行事等で参加者がおおよそ把握できるもの ・ 令和2年6月1日以降人数制限なし。開催する場合は、適切な感染防止策（発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）の実施、接触確認アプリ（COCOA）の活用、参加者の連絡先等の把握の徹底を行う。
<b>地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス</b>	■ 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの ・ 必要な感染防止策に加え、以下の条件（別紙4）がすべて担保される場合は、開催可能とする。 <b>①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声を出さないことの担保、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握</b>  ■ 全国的又は広域的な人の移動が見込まれない地域の行事等で参加者がおおよそ把握できるもの ・ 令和2年6月1日以降人数制限なし。開催する場合は、適切な感染防止策（発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）の実施、接触確認アプリ（COCOA）の活用、参加者の連絡先等の把握の徹底を行う。	
<b>備考</b>	■ 大声での歓声、声援等の「有り」「無し」の判断については、個別イベントの態様・実績等を踏まえて個別具体的に判断すること。 ■ 飲食を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」には該当しないものとして取り扱う。飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうる催物について、別紙2の条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことができる。 ■ 「緩和を適用する条件」を満たさない場合、催物開催の目安は以下のとおり ・ 屋内であれば5,000人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数（個人間で座席を1つ空ける） ・ 屋外であれば5,000人以下、かつ人と人の距離が十分に確保できること（2m）	